

福岡県公報

令和 2 年 9 月 11 日
第 135 号

目 次

告 示 (第704号 - 第716号)

○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○自衛官の募集	(市町村支援課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	5
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課)	5
公 告		
○令和 2 年度砂利採取業務主任者試験の実施	(工業保安課)	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	8
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	11

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	13
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	15
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

告 示

福岡県告示第704号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 11 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 河川の名称
筑後川水系大刀洗川
- 2 廃川敷地等生じた年月日

令和2年9月11日

3 廃川敷地等の位置

朝倉郡筑前町山隈1607番地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

26.12㎡

福岡県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方北九州線 自転車道	直方市大字直方1100番4先から 直方市日吉町51番2先まで

福岡県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

朝倉	県道	八香女春線	前	朝倉市杷木松末14番11先から 朝倉市杷木赤谷848番1先まで	7.0 ～ 10.5	805.0
			後	朝倉市杷木松末14番11先から 朝倉市杷木赤谷848番1先まで	7.0 ～ 10.5	
			後	朝倉市杷木松末14番11先から 朝倉市杷木赤谷848番1先まで	8.0 ～ 30.0	

福岡県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八香女春線	朝倉市杷木松末14番11先から 朝倉市杷木赤谷848番1先まで

福岡県告示第708号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 募集種目
自衛官候補生
- 募集期間

令和2年9月11日（金）から令和2年11月10日（火）まで

3 受験資格

(1) 自衛官候補生

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

※ 32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在33歳に達しない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 男子

令和2年11月21日（土）

(2) 女子

令和2年11月22日（日）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)

福岡市東区名島3-24-2 (福岡国道事務所隣) (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (旧九州農政局2階) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第709号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

朝倉	甘木 朝倉 田主丸	線	朝倉市多々連322番7先から 朝倉市多々連540番1先まで
----	-----------------	---	----------------------------------

福岡県告示第710号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川横瀬字榎原1053の1、1053の2、字森ノ前1192
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字榎原1053の1・字森ノ前1192（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第711号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条

の規定により告示する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成3年1月29日農林水産省告示第122号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	町川原赤間線	前	古賀市筵内791番1先から 古賀市筵内2601番1先まで	13.5 ～ 45.0	2,160.0
			後	古賀市筵内791番1先から 古賀市筵内2601番1先まで	13.5 ～ 26.6	2,160.0

福岡県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八香女春線	前	朝倉市杷木星丸1168番15先から朝倉市杷木松末1008番先まで	6.0 ～ 14.0	1,052.5
			後	朝倉市杷木星丸1168番15先から朝倉市杷木松末1008番先まで	6.0 ～ 14.0	
			後	朝倉市杷木星丸1168番15先から朝倉市杷木松末1008番先まで	8.0 ～ 40.0	1,030.9

福岡県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	千稲手築線	前	嘉麻市岩崎1543番1先から嘉麻市岩崎1550番1先まで	6.3 ～ 15.1	182.5
			後	嘉麻市岩崎1543番1先から嘉麻市岩崎1550番1先まで	6.3 ～ 24.3	

福岡県告示第715号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	164	飯塚市柏の森159-26 飯塚警察署内 飯塚地区交通安全協会 会長 野上英敏	飯塚市柏の森159-26 飯塚警察署内	令和2年8月5日
旧		飯塚市柏の森159-26 飯塚警察署内 飯塚地区交通安全協会 会長 野上幸敏		

福岡県告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定期間	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
合同会社 縁糟屋郡久山町大字山田71番地	合同会社 縁糟屋郡久山町大字山田71番地	堀川 貴子 昭和39年5月20日 糟屋郡久山町大字山田71番地 代表社員	令和2年9月1日	要介護認定調査事務	無

公 告

公告

令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和2年11月13日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

（ア）受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。

）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和2年9月23日（水曜日）から同年10月16日（金曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和2年10月16日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和2年12月1日（火曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

排水ポンプ車（備車19）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年10月1日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出して承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

排水ポンプ車（備車19）

(2) 調達物品及び数量

排水ポンプ車 5台

(3) 履行期限

令和3年6月7日（月曜日）

(4) 履行場所

県が指定する福岡県内の場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年10月23日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

05	07	防災機器	AA
05	11	諸機器	AA
06	01	自動車	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県県土整備部河川整備課に令和2年10月13日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者
- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県県土整備部河川整備課（行政南棟6階）
〒813-0025 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 093-643-3691
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

- 令和2年9月11日（金曜日）から令和2年10月13日（火曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
 - (2) 提出期限
令和2年10月23日（金曜日）午後4時00分
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
 - (2) 日時
令和2年10月26日（月曜日）午前10時30分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を

保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
5 Units of drainage pump car
- (2) Delivery period : By June 7, 2021
- (3) Delivery place : Place designated by prefecture
Tel 092-643-3691
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 P M on October 23, 2020
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division , General

Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku,
Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営伊方地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和2年9月11日から 令和2年10月13日まで	福智町役場

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第6地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和2年9月11日から 令和2年10月13日まで	小郡市役所、 朝倉市役所朝倉支所、 筑前町役場、大刀洗町 役場

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
矢部川左岸土地改良区	令和2年8月31日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
築上郡吉富町土地改良区	令和2年8月25日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市西福岡二丁目2540番1、2540番2、2541番、2542番及び2546番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市日蔭野一丁目11番1号
一般社団法人悠親会
理事長 城後 哲志

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
小野南部土地改良区	令和2年9月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
山田土地改良区	令和2年9月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
雷山大溜池土地改良区	令和2年9月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
善導寺町飯田土地改良区	令和2年9月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
善導寺土地改良区	令和2年9月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市山口土地改良区	令和2年9月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 エーブック幸袋店
- (2) 所在地 飯塚市大字中426番地1 外20筆

3 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	店舗敷地南側及び西側	4	店舗敷地北側、南側及び西側

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上伊加利土地改良区	令和2年9月1日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和2年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 葛原高松一丁目・二丁目の各一部、葛原本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、葛原一丁目・四丁目・五丁目の各一部、沼緑町二丁目の一部、湯川四丁目・五丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目及び御開一丁目の各一部
福岡市	西区 愛宕三丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町、新開町、北磯町、西新町、岬町、新港町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉、大字川宮、大字伊田、大字位登の各一部
柳川市	高島、蒲生の一部、徳益、豊原
大川市	津、小保、向島の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部、行事八丁目
小郡市	三沢、力武、横隈の各一部
春日市	大和町、日の出町
古賀市	谷山、小山田の各一部
宮若市	四郎丸、山口、芹田、長井鶴の各一部
みやま市	瀬高町下庄、高田町竹飯、海津の各一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山・高野の各一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部

田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	下原、晁見、徳永の各一部
築上郡上毛町	大字尻高の一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 葛原高松一丁目・二丁目、葛原本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、葛原一丁目・四丁目・五丁目の各一部、沼緑町二丁目の一部、湯川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目の各一部、安部山の一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目及び御開一丁目の各一部
福岡市	西区 愛宕三丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町、新開町、北磯町、西新町、岬町、新港町、西港町一丁目・二丁目、高砂町、入船町、四山町、三川町二丁目・三丁目・四丁目
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉、大字川宮、大字伊田、大字位登の各一部
柳川市	高島、蒲生の一部、徳益、豊原
大川市	津、小保の各一部、向島
行橋市	西宮市五丁目の一部、行事八丁目
小郡市	三沢、力武、横隈の各一部
春日市	大和町、日の出町
古賀市	谷山、小山田の各一部
宮若市	四郎丸、山口、芹田、長井鶴の各一部
みやま市	瀬高町下庄、高田町竹飯、海津の各一部

糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山、高野の各一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	下原、晁見、徳永の各一部
築上郡上毛町	大字尻高の一部

公告

大牟田土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏名	住所
古賀 六 紀	大牟田市上内3492番地2
中 嶋 修	大牟田市上内3435番地3
中 嶋 勝 義	大牟田市上内3446番地
中 島 照 章	大牟田市上内3520番地2
中 島 昭 治	大牟田市上内3463番地1

2 就任監事

氏名	住所

中 島 正 吉

大牟田市宮崎2028番地2

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市篠原西三丁目564番1及び564番20から564番25まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目14番10号

株式会社アルシスホーム

代表取締役 小柳 義則

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称

福岡県営筑後広域公園

2 位置

みやま市瀬高町本郷

3 利用料金の承認年月日

令和2年9月1日

4 利用料金（令和2年10月18日以降）

多目的広場

単 位		金 額
球技場	全面	4,040円
	半面	2,020円

備考

1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 球技場に附属する設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
球技場の照明	全点灯	630円
	半点灯	310円

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

久留米小郡都市計画公園の変更（令和2年8月14日久留米市告示第388号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市神在字大新開1406番1から1406番10まで並びにこれらの区域内の道路である
市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市前原中央二丁目5番1号

中嶋商事株式会社

代表取締役 中嶋 剛